

学校教職員在宅勤務環境整備事業  
校務システム導入業務  
仕様書

令和3年2月15日  
西原町教育委員会

## 1. 事業の概要

本事業は校務システム導入により西原町立小中学校 6 校における校務の電子化を推進し、業務の効率化・教職員の負担軽減、新型コロナウイルス感染症などに起因する在宅勤務時の校務の継続性(効率化)・セキュリティの確保を図るものである。

## 2. 実施場所

本委託事業の実施場所(導入対象機関)は下記とする。

・西原町教育委員会	西原町字与那城140番地の1	
・西原小学校	字与那城353番地	B147232900019
・坂田小学校	字翁長627番地	B147232900028
・西原東小学校	字嘉手苅90番地	B147232900037
・西原南小学校	字安室123番地の2	B147232900046
・西原中学校	字翁長238番地	C147232900017
・西原東中学校	字小那覇308番地の1	C147232900026

## 3. 諸条件

### (1)基本情報

#### ・導入機関数

教育委員会 1 小学校 4 校 中学校 2 校

#### ・在籍数等 令和 2 年度学校基本調査

小 99 クラス 2,343 人 中 37 クラス 1,076 人

#### ・学期

2 学期制

### (2)システム構成

- ・原則として、センターサーバ形式とする。
- ・Hyper-V 上の仮想サーバを町は提供可能であるが、それに依り難い場合はそれを含めて提案すること。
- ・サーバ OS が Windows サーバの場合に限り、サーバ OS 及び必要な CAL は町が提供する。他の OS である場合は必要なライセンス類を忘れずに計上すること。
- ・クライアント OS は Windows Server 2019 とする。(シンクライアント環境)
- ・DB ソフトウェア等を必要とする場合は必要ライセンスを含めること。

### (3)カスタマイズについて

- ・カスタマイズは原則として禁止する。
- ・例外として中学校における調査書、または学校保健に係る様式で沖縄県所定の様式等への対応が必要な場合に限り、カスタマイズを行うこと。ただし、その場合においても他の市町村で行ったものと同様のカスタマイズの実施を原則とし、今後の制度改正等実施時の負担が最小となるようにすること。

#### (4)後年度負担(使用料)について

次年度以降のシステムの使用にあたっては使用料の支出を予定しているが、特に以下の事項については含まれている前提であることに注意すること。

- ・学習指導要領の改正など、法制度改正に伴うシステム修正及びその反映に係る経費
- ・システムのバージョンアップが行われた際にその提供及び反映に係る経費

### 4. システム要件

#### (1) 基本機能

校務支援システムは以下の機能を有すること

- ・児童生徒情報管理
- ・出欠席管理
- ・成績処理(管理)
- ・通知表作成
- ・指導要録作成
- ・調査書作成
- ・保健情報管理
- ・グループウェア
- ・出退勤管理

なお、原則としてオールインワンのパッケージ製品とする。ただし、グループウェア及び出退勤管理については他社製を含め別のパッケージ製品を提案することを認めます。

#### (2)機能詳細

原則として、パッケージ製品の標準提供機能の範疇で導入するものとし、選定にあたり重視する(評価する)機能については別添「機能確認書」のとおりとする。

それぞれの項目について、対応状況欄に以下の選択肢から評価を記入すること。

- … 標準機能で対応している。または、それ以上の機能がある。
- 標準化… 標準機能で対応していないが、パッケージの標準機能として改修する。
- 不可 … 標準機能で対応しておらず、今後を含めカスタマイズでの対応となる。
- × … 標準機能で対応しておらず、カスタマイズでの対応も行えない。

また、前項(3)にてカスタマイズは制限されているが、「機能確認書」において必須とあるものについては、標準で対応できない場合はカスタマイズを認める項目となる。

なお、必須項目への対応ができない場合は、十分な機能を有していないと判断することもあるので注意すること。

対応欄については、対応状況の選択肢を選択した理由を記述すること。空白の場合は要求内容そのものに対応しているかどうかの基準で採点します。標準機能が要求内容を超えていると考える場合はその旨を記述することで加点の可能性があります。

また、要求内容そのものではないが、代替機能がある場合なども記載して下さい。

## 5. 構築・設定作業について

### (1) システム構築

本町の電算室と協議し、必要なネットワーク・サーバ等のリソースの提供を受け、サーバ・クライアント等を構築すること。

### (2) 初期設定

学校等の基本情報などの初期設定に加え、校務支援システムの運用に必要な利用者の登録を行うこと。また、利用者の所属や役職等に応じた各種権限設定を行うこと。

## 6. 運用支援

### (1) 導入支援

システムの円滑な導入を図るため教職員向けの研修会(集合研修)を開催すること。  
また、令和3年度の経費に業務イベントごとの研修として以下の研修を盛り込むこと

- ・通知表作成
- ・調査書作成
- ・年度切替

### (2) 障害保守

障害時の電話等による問い合わせや調査依頼に対応し、電話での解決やリモートでの調査が困難な場合やハード及びソフトの切り分けが難しい場合は要員訪問し、調査・対応にあたること。調査・対応範囲については、校務支援システムを構成するソフトウェア一式とし、校務支援サーバソフトウェアのほか、クライアント PC 上にも校務支援システム用にミドルウェア、ソフトウェアを展開している場合は、それを含み完全に使用できる状態に復旧させること。

### (3) ヘルプデスクサポート

#### サポート窓口の設置

学校及び本町教育総務課からの障害の連絡や、操作方法についての問い合わせに対応するための電話窓口を設けること。なお、本町向けに特別に設置する必要はなく開発元の提供する同様の窓口等で足りるものとする。

## 7. 本業務における成果物

### (1) 納品物

受託事業者は、サーバ等に導入されるシステム以外の成果物として、完成図書を提出するものとする。

なお、完成図書は紙媒体 2 部と電子媒体(CD-R または DVD-R) 1 部の両方で納品すること。

完成図書には、以下の資料を準備することとする。なお、資料内容については、発注者と協議を行い決定すること。

- ・サーバ設定情報
- ・ソフトウェア情報
- ・システム設定情報
- ・システム構成図

- ・運用マニュアル(※パッケージ・ソフトウェア同梱のマニュアル等は電子のみで可)
- ・システム等の利用登録情報
- ・サポート体制図
- ・その他設定情報

## 8. 契約不適合責任

引き渡しを受けた成果物等がその種類、品質または数量について契約の内容に適合しない場合、受託者は無償でこれを修補、代替品又は不足分を甲へ引き渡すことで追完する責任を負います。

なお、その期間は引き渡しを受けた日の翌日を起算日とした 1 年間とします。ただし、その期間中に西原町が不適合の事実を知った日の翌日からの 1 年間を含みます。

(※最長の場合で 2 年となります。)

## 9. 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、原則として、本町に帰属するものとする。

※パッケージ製品に関するものの他、作成したデザインで使用している元データは除く。

本業務委託契約終了後は、システムを除くこの契約の対象となる成果物など全ての著作権については、本町に帰属することになる。